



「親子の絵本講座」夏コースが6月1日から始まりまし
ました。
初日の0〜3歳児対象の講座では「絵本との出会い」をテーマに絵本の選び方、読み聞かせの実演などが行われました。「がたん、がたん、がたん、がたん」というように同じ言葉を繰り返して読むことで、リズムが生まれるものを子どもは好きという絵本を選ぶヒントも紹介されました。
「子どもが喜ぶ（はまっている）本は何度も読んであげている。絵本室の本を借りて行って読んであげたい」などの感想をいただきました。
なお、絵本講座は11月に秋コースを予定しています。今回、都合で参加できなかった方も参加させていただきますか。

2010
国民読書年

図書館
ニュース

開館時間と休館日
〈開館時間〉火～金 9:30～18:00
土・日 9:30～17:00
〈定休日〉月曜日・祝祭日・年末年始

◇ 図書館カレンダー ◇

7/1	木	10:30～絵本とわらべうたの会
2	金	移動図書館車④コース
3	土	
4	日	10:30～おはなしひろば
5	月	月曜休館
6	火	
7	水	移動図書館車③コース
8	木	10:30～絵本とわらべうたの会
9	金	移動図書館車②コース
10	土	
11	日	10:00～ブックスタート
12	月	月曜休館
13	火	
14	水	移動図書館車①コース
15	木	10:30～絵本とわらべうたの会
16	金	移動図書館車④コース
17	土	
18	日	10:30～たなばたおはなし会
19	月	月曜休館
20	火	振替休館（海の日）
21	水	移動図書館車③コース
22	木	10:30～絵本とわらべうたの会
23	金	移動図書館車②コース
24	土	
25	日	10:30～おはなしひろば
26	月	月曜休館
27	火	
28	水	移動図書館車①コース
29	木	10:30～絵本とわらべうたの会
30	金	移動図書館車④コース
31	土	

○の日は休館です。

「親子の絵本講座」始まりまし
ました

たなばた
おはなし会



たなばたおはなし会を、7月18日（日）午前10時30分から図書館3階の多目的室で行います。
絵本の読み聞かせやパネルシアターなどを予定しています。
大勢のご参加をお待ちしています。事前の申し込みは必要ありません。

新着図書案内

沈まぬ太陽 4 1〜3	山崎 豊子
大活字本シリーズ	
火群（ほむら）のごとくつやのよる	あさのあつこ
道徳という名の少年	井上 荒野
桃色東京塔	桜庭 一樹
鬼九郎狐月剣	柴田よしき
小喜子真館	高橋 克彦
遺書配達人	宮部みゆき
軽井沢令嬢物語	森村 誠一
	諸田 玲子
生活・社会・趣味	
絵本が目ざますとき「ドモミタいなオトナ」とのつき合い方本間 正人	長谷川 摂子
対人関係療法でなおす社交不安障害水島 広子	オハタ カズユキ
ガソリン節約のための燃費の本 宮野 滋	
心と体にやさしい手作り石けんの教科書佐々木 薫	
あなたの人生に「奇跡のリン」をつくる本木村 秋則	モートウ ブラウ
童謡・唱歌日本百名歌	主婦の友社
よくばらない	鎌田 実

らいぶらりいブックレビュー
こんなものあります
旬の本・話題の本・意外な本



「トキ物語 佐渡島から」
大山文兄 著
(産経新聞出版)

人工繁殖が行われ、少しずつ個体数が増えているトキ。放鳥されたトキの、佐渡の自然の中で育つ姿がおさめられた1冊です。トキの生態、人工繁殖に至った背景を知ることができます。

飯山市美術館
常設展示作品から

飯山市瑞穂出身の画家・佐藤武造（1891～1972）がイギリス滞在時代に描いた婦人像など、個人所蔵作品5点を展示しています。ぜひお出掛けください。



人権
学習シリーズ

「相手の立場に立って・・・」

長野地方事務局 飯山支局長 五島 勇

私が勤務する法務局は、土地・建物の登記、家賃や選挙の供託、市町村の戸籍事務への助言や指示、帰化人権擁護など、皆様に身近な仕事をしています。
皆様は、人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行され、法務省及び全国人権擁護委員連合会は、この6月1日を「人権擁護委員の日」と定めて、人権擁護委員制度のPRや人権尊重思想の普及高揚を呼びかけていることを存じでしょうか。
堅い話ですが、憲法第97条は「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」（原文のまま）とあります。
基本的人権は、誰もが生まれながらに持っているものですが、はじめからこのような権利を持っていた訳ではなく、祖先の多年にわたる努力の積み重ねによって獲得した貴重な遺産であり、国民が不断の努力によって守らなければならぬもの、官民が一体となって守り育てていくもの、これが私たちの役目であると思っています。
人権擁護委員制度は、他国のどこにもない我が国独特のものですが、同委員は、市町村長が議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣から委嘱されます。そして、無報酬で人権相談な

ど地域に密着した活動を行っています。が、当飯山支局も飯山市・中野市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村を管轄し、委員と法務局（民と官）が協力のもと人権擁護活動を行っています。前置きが長くなりましたが、相談者は、相対な思いで法務局に来庁され、相談の結果は、少しでも相談前より良くなることを期待しています。しかし、内容により、期待に届かない、あるいは、他の機関を案内する、いわゆる「たらい回し」になってしまうこともあります。また、人権侵犯事件として調査救済する、あるいは、他の機関へ通報するなどの対応を要する事案もあります。
このような時、「国民全員が人権擁護委員だったら」と思うことがありますが、事案の多くは被害者の立場に立つて、加害者が考え直してくれば解決できる問題が少なからずあります。ここで、経緯談を紹介させていただきます。
法務局を利用された方に、書類不足でできない旨を回答すると、「どうしてできない」とクレームに発展した事案では、「この書類のみで進められないか、上司とも相談したのですが法律などに照らすとどうしても追加が必要だ」と説明すると、「あなたも立場があるだろうから」とお互いの立場を会話によって理解し合えました。
別件では、窓口等公衆の面前で、プ

ライバシーに関わるような質問をして怒らせてしまったこともありました。前提として、「基本的に対応できない事案で、少々立ち入ったことをお伺いします」と了解を得て、あるいは別室を用意する配慮があれば防げた事案でした。
一般に官公署などは、面倒なことにできるだけ関わりたくないと思っている職員が少なくないように感じますが、相手の立場に立つてみますと、ここを利用する以外に方法はない、例えば、相違登記を「法務局ができないなら、市役所で」なんてことはありません。
利用する方には、目的を達成し快く帰っていただきたいと常々思っていますが、いくつかの制約の中で、相手の立場に立つて、許される範囲内を十分検討し応えていく、これが、役所としての本来の役目ではないでしょうか。
人権擁護も、決して難しいことではなく、法律や風習、常識などの中で、相手の立場に立つことにより、解決できることが多いのではないかと思います。
我が身に降りかかったら、人権擁護委員や法務局を思い出し、困っている方を見つけたら、その人の立場に立つて、真剣に相談に乗ってあげてください。きっと相談する前より良くなっていると思います。

北澤 宏一先生 講演会



その時、あの時の私
～人生の夢と選択～

日時：7月8日（木）午後7時～
会場：外様地区活性化センター

〔講師経歴〕
外様顔戸生まれ。東京大学大学院修士課程、マサチューセッツ工科大学博士課程修了。現在、科学技術振興機構理事長。高温超伝導セラミックスの研究で国際的に知られ、1980年代後半、高温超伝導ファイバーの火付け役を果たす。